

令和2年4月24日

保護者様

出雲崎町立出雲崎中学校

校長 小野塚 満

新型コロナウイルス感染症に係る欠席等の取り扱いについて（お知らせ）

晩春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から当校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

学校の臨時休業及び、学校再開後の欠席の取り扱いにつきまして、学校保健法及び文部科学省等の基準により、下記のとおりといたします。

今後、政府の指針により変更されることがあることをご承知おきください。ご不明な点がありましたら、学校へご相談いただきますようお願いいたします。

記

1 出席停止となる場合 ※以下の（１）～（４）場合は、学校へご連絡ください。

- （１）児童が新型コロナウイルス感染症に診断された場合、または児童が濃厚接触者に特定された場合
- （２）37.0℃以上、または平熱よりも0.5℃以上高い体温であった場合
- （３）だるい、咳や息苦しさ等の風邪症状がある場合
- （３）基礎疾患等がある生徒で、主治医や学校医等との相談により校長が登校すべきではないと判断した場合
- （４）その他（同居家族の発熱等の風邪症状による予防対策上の休養、同居家族が自宅待機を命ぜられた場合の予防対策上の休養等）

2 その他

- （１）臨時休校中においても、お子さんの健康状態健康観察及び朝の検温を引き続き実施し、生徒に配付した『休校中・GW中の生活』への記入をお願いします。発熱や風邪症状があつて受診した場合や自宅療養している場合は、学校へお知らせいただけますようお願いいたします。
『休校中・GW中の生活』は、4月30日か5月1日の登校日と、学校が再開する5月7日に学校へ提出してください。
- （２）臨時休業中の登校日につきましては、朝、十分に健康観察をしていただき登校させてください。登校しない場合は、学校へご連絡ください（この日は授業日ではなく、欠席になりません）。
- （３）登校後、お子さんに37.0℃以上の発熱、または平熱よりも0.5℃以上高い体温や風邪症状があつた場合は、保護者の方に連絡します。緊急連絡先が変更する場合は、連絡帳でお知らせください。
- （４）教職員は、感染予防の観点から、家庭訪問は控え、電話等により症状の経過を確認させていただきます。また、配付物等は保護者の方から学校へ取りに来ていただけるとありがたいです。